

秋田県告示第284号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成27年6月26日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市岩渕下50番地 富士不動産株式会社 代表取締役 佐々木 千尋	由利本荘市東梵天125番 1の内、126番1の内、 127番1の内	50.03メートル	6.00メートル	平成27年6月18日